



涼しさを感じる季節となりましたが、皆様におかれましては、爽やかな秋を満喫されますことをお祈り申し上げます。

さて、今月号のニュースレターのトピックスですが、「令和6年度経済産業政策の重点(案) - 3つの好循環の創出へ-」、「仮想空間における商標の保護と課題」、「生塩 智邦弁理士加入のお知らせ」、「2023特許・情報フェア&コンファレンス」来場御礼」についてです。

■ 令和6年度経済産業政策の重点(案) - 3つの好循環の創出へ -

2023年8月4日、産業構造審議会の総会が開催され、来年度の経済産業政策の重点(案) が発表されました。国内投資を促進させ、イノベーションを起こすことで、国内投資・イノベーション・所得向上の好循環を創出し、社会課題の解決と経済成長の両立を実現させます。

3つの好循環（国内投資、イノベーション、所得向上）に向けた主要施策

	足下3年程度	3～5年後	長期的目標
国内投資	<ul style="list-style-type: none"> ●設備投資意欲の上昇 ●既存の政府支援（R4補正:7兆円） 	経済界の設備投資目標：2027年度115兆円、さらなる高みへ 案件の具体化（例. 2020年代後半 次世代半導体の製造基盤確立）	将来の成長期待に基づく民間投資の促進 + 企業活動を高付加価値化し、経済産業構造を転換 ↓ 長期持続的な経済成長の実現 ◆両立 社会課題解決に向けた進展 ・GX：2050年カーボンニュートラル ・DX：デジタル社会の実現 ・経済安全保障の実現 ・健康寿命の延伸 ・自然災害へのレジリエンス社会 ・資源自律：資源制約からの解放 ・少子化傾向の反転：希望出生率を1.8に回復、将来的には更なる希望向上へ
	戦略分野（GX、DX等）への世界水準の長期大規模支援（複数年/初期投資に留まらない支援等） 投資に必要な産業用地/インフラの整備 少子化対策としての地方投資推進（中堅企業の集中支援、成長志向の中小企業創出）/人手不足対策としての省人化投資促進	投資推進のための必要となる施策を随時実施	
	●人手不足・新陳代謝の兆し 高付加価値化のための事業構造改革、新陳代謝促進（PBR<1、親族内承継・M&A、社間合併等） 世界水準のイノベーション投資環境整備（イノベーションホスピタリティ制度、蓄電池CFP/自動運転データ共通基盤等） 戦略分野のイノベーションの世界水準の支援（GX、半導体・AI・量子・宇宙、バイオものづくり、健康） スタートアップ：育成5カ年計画の着実な推進と強化	成長分野への労働力、資金流入の推進 スタートアップ投資額：2027年度10兆円（JIC運用期限延長、LPS投資対象拡充・海外投資制限の要件緩和等）	
所得向上	●30年ぶりの賃上げ水準 賃上げ環境の整備（価格転嫁対策、賃上げ税制、事業再構築・生産性向上支援、キャリア相談・リスティング・転職までの一体的な支援） 地方における良質な雇用創出（子育て両立・女性活躍に向けた職場改革等）	物価上昇と賃金上昇の好循環の定着	

★産業競争力強化法などの法改正も視野に対応を検討する事項

イノベーション循環の促進については、「スタートアップ投資額を2023年度から2027年度までの5年間で約10倍にする、研究開発投資額について官民合わせた総額を2021年度から2025年度までの5年間で約120兆円にする、こと等を通じて、イノベーションの好循環を拡大し、国際標準の戦略的な形成・活用を図りつつ、世界最先端の研究開発を進めることで、経済成長・環境対策を同時達成する」※1ことを目標に掲げています。

主な関連施策 ※1

- ・スタートアップ支援
- ・重点分野への研究開発推進・支援強化
- ・産学官連携の推進・知的資本への投資推進
- ・ディープテック・スタートアップの創出・育成
- ・日本型標準加速化モデルの実現
- ・3独法（産総研、NEDO、NITE）の効率的かつ効果的な運営

参照/引用元：

表：経済産業省「経済産業政策の新機軸 第2次中間整理について」資料1 2023年8月 p7
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/032_01_00.pdf

※1 経済産業省 「経済産業省の新たな政策評価について（全体版）」2023年8月 p11-13
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/032_s03_00.pdf

■ メタバース（仮想空間）における商標の保護と課題

メタバースとは、インターネット上に作られた仮想空間のこと指し、自分自身の分身であるアバターを利用して他者と交流したり、様々なサービスを楽しむことができます。近年、この仮想空間のビジネス利用が広がりつつあります。

現実社会同様、メタバースにおいて、自身のブランドを守ることは極めて重要であり、知的財産権の問題は避けては通れません。2022年3月公開のWIPOマガジン「メタバースにおける商標」では、例えば、ナイキ(Nike)、コンバース(Converse)をはじめ、「ファッションや化粧品、スポーツ、エンターテインメント業界でも、バーチャルな商品・サービスの提供に関連して使用する商標を出願」していることが書かれています。※1

参考までに、「Nike」、「Converse」両商標の直近の登録をJ-Plat Patで確認してみました。確かに、「仮想商品」、「仮想空間」/「仮想世界」で使用する等の文言が指定商品・役務に入っていることが分かります。

下記の商標画像及び登録情報は、J-PlatPatからの検索結果を転記したものです。

(注：日本における「コンバース」商標は、伊藤忠商事の所有するアパレルブランドの1つとなっています。)

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)
(450)【発行日】令和5年8月16日(2023.8.16)
【公報種別】商標公報
(111)【登録番号】商標登録第6724266号(T6724266)
(151)【登録日】令和5年8月7日(2023.8.7)
(540)【登録商標】



(500)【商品及び役務の区分の数】3
(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第9類 仮想商品、すなわち、オンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・帽子・眼鏡・バッグ・スポーツバッグ・バックパック・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品を内容とするダウンロード可能なコンピュータプログラム、コンピュータプログラム(記憶されたもの)
第35類 仮想商品、すなわち、オンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・帽子・眼鏡・バッグ・スポーツバッグ・バックパック・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品を内容とするダウンロード可能な画像及び映像の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、オンラインによる仮想商品、すなわち、オンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・帽子・眼鏡・バッグ・スポーツバッグ・バックパック・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品を内容とするダウンロード可能な画像及び映像の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第41類 仮想空間で使用するダウンロードできない仮想の履物・運動用特殊靴・被服・帽子・眼鏡・バッグ・スポーツバッグ・バックパック・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品の映像及び画像の提供、仮想現実ゲームで使用するダウンロードできない仮想の履物・運動用特殊靴・被服・帽子・眼鏡・バッグ・スポーツバッグ・バックパック・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品のアイテムデータの提供、電子出版物の提供、娯楽の提供
【国際分類第11版】
(210)【出願番号】商願2021-132597(T2021-132597)
(220)【出願日】令和3年10月25日(2021.10.25)
(732)【商標権者】
【識別番号】514144250
【氏名又は名称】ナイキ イノベイト シーブイ
【住所又は居所】アメリカ合衆国、オレゴン州 97005、ビーバートン、ワン パウワーマン ドライブ

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)
(450)【発行日】令和5年2月20日(2023.2.20)
【公報種別】商標公報
(111)【登録番号】商標登録第6671025号(T6671025)
(151)【登録日】令和5年2月10日(2023.2.10)
(540)【登録商標】



(500)【商品及び役務の区分の数】4
(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第9類 仮想商品すなわちオンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・運動用特殊衣服・かばん類・袋物を特徴とするインターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、仮想商品すなわちオンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・運動用特殊衣服・かばん類・袋物を内容とするダウンロード可能なコンピュータプログラム、電子計算機用プログラム
第35類 仮想商品すなわちオンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・運動用特殊衣服・かばん類・袋物を特徴とするインターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、仮想商品すなわちオンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・運動用特殊衣服・かばん類・袋物を内容とするダウンロード可能なコンピュータプログラムの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第41類 仮想空間で使用するダウンロードできない仮想の履物・運動用特殊靴・被服・運動用特殊衣服・かばん類・袋物の映像の提供
第42類 仮想商品すなわちオンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・運動用特殊衣服・かばん類・袋物を内容とするダウンロード不可能なコンピュータプログラムの提供、電子計算機用プログラムの提供
【国際分類第11版】
(210)【出願番号】商願2022-95496(T2022-95496)
(220)【出願日】令和4年8月18日(2022.8.18)
(732)【商標権者】
【識別番号】000000147
【氏名又は名称】伊藤忠商事株式会社
【住所又は居所】大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号

メタバースにおいて商標が使用される指定商品・役務の区分については、第9,35,36,39,41,42類が想定されます。(具体的に出願をご検討されている場合は、弊所までお問合せください。)

上記のような区分指定をする商標出願が増加している背景には、仮想空間のビジネス利用の他に、仮想空間でのブランド名等の無断使用が少なからず影響しています。米国ニューヨーク州では、エルメスの代表ブランドである「バーキン」を模したデータを仮想空間で販売した個人に対して、商標権侵害を認めた事案があります。※2

こうしたメタバースで使用する商品・役務に関する商標審査の指針に関し、韓国においては「仮想かばん」「仮想靴」などの「仮想〇〇」などの仮想商品名称を認める運用が開始されています(2022年7月14日施行)。また、欧州では、連合商標(EUTM)の審査ガイドライン2023年版が、2023年3月31日に施行され、同ガイドラインでは、主にEUIPOによる非代替性トークン(NFT)、仮想商品、仮想サービスの分類方法について記載されています。

現実空間の商標権は仮想空間の対応する商品等にも効力が及ぶのか

まず、登録商標と同一又は類似の商標を、第三者が、その指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務について業として使用する行為は、当該使用行為が商品・役務の出所を表示する機能を果たさない態様のもの等でない限り、商標侵害となります。（商標法第25条、第37条1号）

ここでいう商品の類似とは、「それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にあるか」によって判断されます。※3

しかしながら、現状では、現実空間の商品（例えば、衣服など）の製造・販売を行う営業主が、そのバーチャル版の商品（例えば、アバターの衣服など）の提供等も行っているケースは限定的であり、現実空間の商品と仮想空間の商品との間に類似性は認められず、商標権侵害が成立しない場合が多いものと想定されます。※3

もっとも、現実空間の衣服のブランドが著名である場合、仮想空間上で同一の衣服のブランドが第三者によって使用される場合にはブランドの希釈化が行われる可能性があるという見方もできます。また、衣服を提供する営業主が、バーチャル衣服にも参入する事例が増加すると、商品の類似性に対する見解が変化することも考えられないとは言えません。

仮想空間でのブランド名等無断使用への対抗策

第三者の無断使用を避けるため、例えば、これまで「被服」等について登録のあった商標を「画像ファイル」、「コンピュータープログラム」等についても追加で出願することが考えられます。ただし、これが仮想空間内での他人による自社商標の冒用への対抗策として法的に有効か否かについては、統一的な見解は存在せず、今後の司法判断が待たれます。※2

また、このような対抗策を行ったとしても、商標権者が現実空間の商品についてのみ商標を使用していた場合、仮想空間の商品に対しては、不使用取消審判により権利が取り消される可能性があります。※3

この他、仮想空間では、現実世界の国境が無く、世界中の人と交流することができるゆえに、どの国の法律が適用されるか、いわゆる属地主義の問題もあります。

仮想空間における様々な問題は、商標法だけでなく、意匠法、不正競争防止法、著作権法など他の法域でも同様に対策が必要です。法改正など更なる今後の議論が望まれます。

引用/参照元：

※1 WIPOマガジン「メタバースにおける商標」2022年3月 最終閲覧日：2023.9.19
https://www.wipo.int/wipo_magazine/ja/2022/01/article_0006.html

※2 根岸克弘 「商標審査の現状」『第30回 日本商標協会年次大会 研修テキスト』2023年9月8日 P26

※3 メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな 法的課題への対応に関する官民連携会議「メタバース上のコンテンツ等をめぐる 新たな法的課題等に関する論点の整理」2023年5月 p14
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/metaverse/pdf/ronten_seiri.pdf

■ 生塩 智邦弁理士加入のお知らせ

2023年9月1日より、生塩 智邦弁理士を所長代理に迎えました。

生塩智邦弁理士は、甲南大学理学部で応用物理学科を卒業し、鐘紡株式会社（現クラシエホールディングス株式会社）に入社後、カネボウ電子株式会社（半導体後工程生産会社）の立ち上げメンバーとなり、半導体技術者として勤務しました。

その後、本社知的財産部に異動となり、日用品、食品及び漢方薬の特許や意匠の権利化を担当し、弁理士資格を取得し、特許、意匠、商標、著作権、国内外の係争等の経験を積みました。

2018年から知的財産権センター長として、知財全般の管理業務を担当しました。

<経歴>

鐘紡株式会社（現クラシエホールディングス株式会社）
カネボウ電子株式会社（半導体後工程生産会社）
クラシエホールディングス株式会社 知的財産権センター長

<学歴>

甲南大学理学部応用物理学科卒業



生塩弁理士を迎えたことを契機に、これまで以上に充実したサービスを皆様にご提供できるよう、事務所一同努めてまいります。

■ 「特許・情報フェア&コンファレンス」来場御礼

2023年9月13日～15日、「第32回 2023特許・情報フェア&コンファレンス」が開催されました。これまで、北の丸公園の科学技術館で開催されておりましたが、今年は規模が拡大され、東京ビックサイトにて行われました。また、特許・情報フェアを含み、5つの展示会が同時開催となったため、3日間の来場者数が12,886名※にもなり、例年以上に多くの方々ブース間を行き交っておりました。

お取引のあるお客様をはじめ、新規のご相談など、弊所のブースにも沢山の皆様にお越し頂き、3日があっという間に過ぎるほど充実した時間となりました。ご来場頂きました皆様には、誠に感謝申し上げます。

引き続き、クライアントの皆様にご寄り添ったサービスを提供してまいりますので、知財に関するご依頼やご相談はお気軽にご連絡ください。

<来場者数 特許・情報フェア&コンファレンス公式HPより抜粋※>

9/13 (水) 3,136名

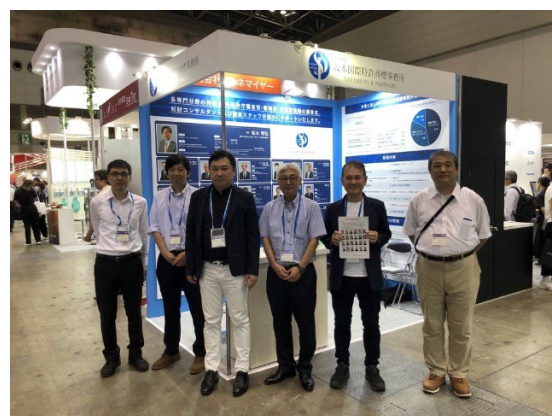
9/14 (木) 4,704名

9/15 (金) 5,046名 累計12,886名

(参考：2022年の来場登録者数 9,411名)

※「特許・情報フェア&コンファレンス」公式ホームページ

<https://pifc.jp/>



DOING THE BEST FOR OUR CLIENTS
国内からグローバルまで知財経営を支援

弁理士法人坂本国際特許商標事務所 SAKAMOTO & PARTNERS

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目13番地 大和屋ビル

フリーコール：0800-111-8444 電話03-5919-3041 FAX03-5919-3042

Email: tsakamoto@sakamotopat.com

URL: <https://www.sakamotopat.com/>

Twitter: <https://twitter.com/sakamotopat>

Facebook: <https://www.facebook.com/profile.php?id=100083343820988>

